

# 役員等報酬・旅費規程

社会福祉法人

厚生館

# 社会福祉法人 厚生館

## 評議員・役員等報酬・旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生館の役員・評議員・評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬及び旅費について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、監事会、及び苦情対応第三者委員会に出席したときは、別表第1に定める報酬を支払うことができる。但し、施設長を兼ねた理事には報酬は支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表第1に定める報酬を支払うことができる。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会、監事会、及び苦情対応第三者委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。但し、施設長を兼ねた理事には報酬は支払わない。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表第1に定める報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条次項の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

### (評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が、第三者委員会に出席した場合、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表第3により報酬を支払うことができる。

(個人番号「マイナンバー法による」の提示)

第8条 報酬の支払いをした場合、源泉徴収票または支払調書の作成に個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)以下「個人番号」という。)の記載が必要となるため、個人番号の提示を求めることができる。

2. 利用目的は、源泉徴収(税務署)事務に係る源泉徴収票または支払調書作成のみとする。
3. 退任したときは、法定保存期間の満了後すみやかに削除(廃棄)する。
4. 削除(廃棄)の方法は、データの完全消去、書類はシュレッターにて裁断処分とする。

(旅費)

第9条 役員・評議員及び第三者委員が、法人の開催する理事会、評議員会、その他会議及び他諸団体の開催する会議出席等、法人業務のために要した運賃の実費を旅費として支給する。

- 2 法人業務のために出張するときは、もっとも合理的、かつ経済的な経路に基づくことを原則とするが、やむを得えずタクシー等を利用することが必要な場合は、運賃のほかにその費用の実費を支給する。
- 3 旅費等の精算は、出張終了後に行うこととする。
- 4 この規定によりがたい場合は、その都度理事長の定めるところとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

## 付 則

この規程は、平成21年6月1日より適用する  
この規程は、平成27年5月21日より適用する  
この規程は、平成28年1月 1日より適用する  
この規程は、平成29年4月 1日より適用する  
この規程は、平成30年4月 1日より適用する